

第四百四十七号議案

東京都安全安心まちづくり条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年五月二十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都安全安心まちづくり条例の一部を改正する条例

東京都安全安心まちづくり条例（平成十五年東京都条例第百十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「第六号」を「第五号」に、「同条第七号」を「同条第六号」に改める。

第三十条第四項中「第六号」を「第五号」に改める。

附 則

この条例は、東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例（令和六年東京都条例第 号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成十七年東京都条例第六十七号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。